

建設業許可の承継の手引き

令和8年7月

岩手県県土整備部建設技術振興課

目次

第1 承継の認可の制度

- 1 承継の認可制度の概要
 - (1) 建設業の許可の承継 1
 - (2) 承継の認可によらない事業承継・相続について 1
- 2 承継の認可制度の対象
 - (1) 事業承継・相続の範囲 2
 - (2) 承継人・被承継人の持っている許可業種 2
 - (3) 認可の基準 2

第2 認可申請の手続（総則）

- 1 大まかな申請の流れ 3
- 2 申請先（国土交通大臣・岩手県知事） 3
- 3 事前相談
 - (1) 事業承継の認可の事前相談 4
 - (2) 相続の認可の事前相談 4
- 4 認可申請に必要となる書類 4
- 5 認可申請に係る手数料 4
- 6 申請様式の入手方法 5
- 7 提出部数 5
- 8 申請窓口 5
- 9 申請期限
 - (1) 事業譲渡の認可 6
 - (2) 相続の認可 6
- 10 審査に要する期間 6
- 11 審査結果の通知 6
- 12 事業承継・相続後の許可番号 6
- 13 事業承継・相続後の許可の有効期間
 - (1) 事業承継後の許可の有効期間 6
 - (2) 相続後の許可の有効期間 6
- 14 国土交通大臣に認可申請をした時の届出 7
- 15 認可申請等の取下げ 7

第3 譲渡及び譲受けの認可申請手続き

- 1 譲渡及び譲受けの認可申請とは 8
- 2 譲渡及び譲受けの認可の流れ 8
- 3 譲渡契約書について 9
- 4 提出書類 10
- 5 審査の特例 11
- 6 譲渡及び譲受け後の手続き 11

第4 合併・分割の認可申請手続き

- 1 合併・分割の認可申請とは 12
- 2 合併・分割の認可の流れ 12
- 3 提出書類 13
- 4 審査の特例 15

5	合併・分割後の手続き	15
第5	相続の認可申請の手続き	
1	相続の認可申請とは	16
2	相続の認可の流れ	16
3	当該申請者以外の相続人の同意書について	16
4	提出書類	17
5	審査の特例	18
6	相続の認可後の手続き	18
第6	コード表	19
	申請書等記入例	20

用語の解説

この手引き内では、次の法令について参照する場合は、略語を用います。

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） 法
- ・建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号） 令
- ・建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号） 省令

この手引き内で用いる用語の定義は以下のとおりです。

- ・建設業者 法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者
- ・建設業の全部 許可に係る建設業の全部
- ・譲渡人 建設業の全部の譲渡をする建設業者
- ・譲受人 建設業の全部を譲り受ける者
- ・合併消滅法人 合併により消滅する建設業者

- ・合併存続法人 合併後、存続する法人
- ・新設合併設立法人 合併により設立される法人
- ・合併当事者 合併消滅法人、合併により消滅する法人で合併消滅法人以外のもの及び合併存続法人
- ・合併存続法人等 合併存続法人又は新設合併設立法人
- ・分割被承継法人 分割により建設業の全部を承継させる建設業者
- ・分割承継法人 分割により建設業の全部を承継する法人
- ・分割当事者 分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であって分割被承継法人でないもの及び分割承継法人
- ・事業承継 譲渡及び譲受け、合併又は分割
- ・被承継人 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人
- ・承継人 譲受人、合併存続法人、新設合併設立法人又は分割承継法人
- ・事業承継日 譲渡及び譲受けの日、合併の日又は分割の日

第1 承継の認可制度

1 承継の認可制度の概要

令和2年10月1日施行の建設業法（以下「法」という。）の改正により、建設業許可に係る事業承継及び相続に関する規定が新設されました。

（1）建設業の許可の承継（法第17条の2・第17条の3）

建設業者（建設業許可を受けている者）について、以下のいずれかにより建設業の**全部**を他の者が事業承継する場合、所定の手続きを経て、許可行政庁から**あらかじめ**認可を受けることで、承継先は承継元の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、建設業者である被相続人の営んでいた建設業の**全部**を相続人が引き続き営もうとする場合、**当該被相続人の死亡後30日以内**に所定の手続きを経て、許可行政庁から認可を受けることで、相続人は被相続人の許可を含む建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

※「建設業法上の建設業者としての地位を承継する」とは

法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、承継人は被承継人が受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても当然に承継することとなります。

一方で、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての地位に関わらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに罰則を科すものであるため、当該刑罰については承継人に承継されません。

（2）承継の認可によらない事業承継・相続について（従来の手続との関係性）

令和2年10月の承継の認可制度導入以降も、従来と同様に承継人が新規申請を行うことで、引き続き建設業を営むことも可能です。

この場合、承継人は新規に許可を受けるまでの期間については、軽微な建設工事に該当しない建設工事の請負契約を締結することはできません。また、経営事項審査についても許可取得後に改めて受審していただく必要があります。

一方で、新規申請の場合は、事業承継に係る契約書等の書類の提出は不要であり、また、事業承継のスケジュールについて認可申請手続きの制約を受けることはありません。

したがって、譲渡契約書を作成しない場合や事業承継のスケジュール上、認可申請の手続に合わせるできない場合、被相続人の死亡後30日以内に認可申請をすることができない場合などには認可申請によらず、従来どおり新規申請をすることとなります。個々の事情を踏まえ、どちらの手続をとるかについて検討の上、ご申請ください。

2 承継の認可制度の対象

(1) 事業承継・相続の範囲

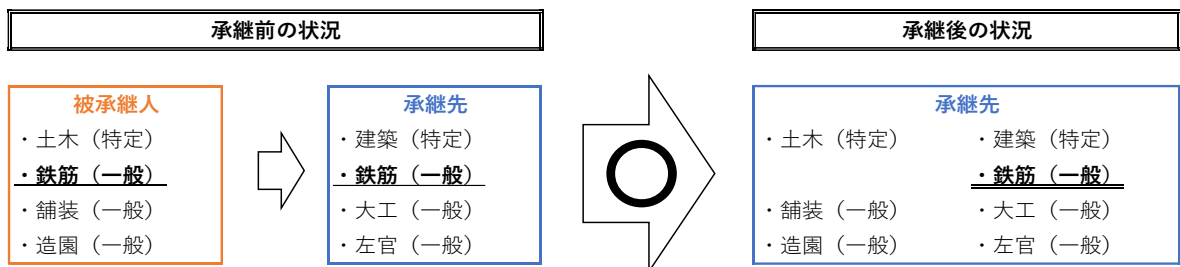
承継の認可制度の対象となるのは、被承継人・被相続人の建設業の全部を事業承継・相続する
 場合です。

そのため、被承継人・被相続人の受けている許可のうち一部の業種に係る建設業のみを承継する
 ことはできません。一部の業種のみを承継したい場合は、認可申請前に被承継人・被相続人は
 承継しない業種に係る建設業許可の廃業届を提出してください。

(2) 承継人・被承継人の持っている許可業種

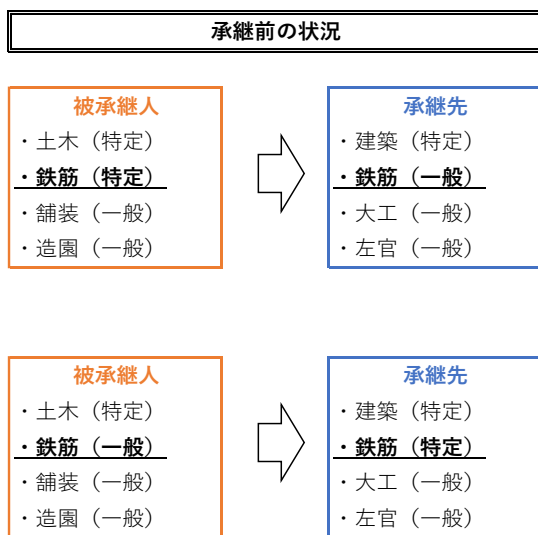
承継人・相続人が、被承継人・被相続人の受けている許可と同一の業種の建設業について、一
 般建設業・特定建設業の区分が異なる場合は、承継の認可制度の対象となりません。(承継の認可
 制度の対象となるには、あらかじめ一方の建設業許可を廃業する必要があります。)

～認可制度の対象となる例～



※異業種間の承継は可
 ※同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可
 ※一部のみの承継は不可

～認可制度の対象とならない例～



一般建設業の許可を受けている者が、
 同一の業種に係る特定建設業の許可
 を承継することは不可。

⇒被承継人または承継人のいずれの鉄
 筋工事業の許可を事前に廃業すれば承
 継可。

特定建設業の許可を受けている者が、
 同一の業種に係る一般建設業の許可
 を承継することは不可。

⇒被承継人または承継人のいずれの鉄
 筋工事業の許可を事前に廃業すれば承
 継可。

(3) 認可の基準

承継の認可を受けるためには、承継人・相続人が承継しようとする業種に係る許可の基準を満
 たしていることが必要です。許可の基準は「建設業許可申請の手引き」を参照してください。

第2 認可申請の手続（総則）

1 大まかな申請の流れ



※認可申請をすることが見込まれる方はできるだけ速やかに申請窓口へ申し出て事前相談を実施してください。

2 申請先（国土交通大臣・岩手県知事）

申請種別	区分	申請先
譲渡及び譲受	①譲渡人が国土交通大臣許可を受けている場合	国土交通大臣
	②譲渡人が岩手県知事許可を受けている場合	岩手県知事
	（ア）譲受人が岩手県知事許可を受けている場合	岩手県知事
	（イ）譲受人が建設業許可を受けていない場合	国土交通大臣
	（ウ）譲受人が国土交通大臣許可を受けている場合	国土交通大臣
（エ）譲受人が他の県知事許可を受けている場合	国土交通大臣	
合併	①合併消滅法人（合併消滅法人が2以上ある場合は、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けている場合	国土交通大臣
	②合併消滅法人が2以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でない場合	国土交通大臣
	③合併消滅法人が2以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが岩手県知事許可を受けている場合、又は合併消滅法人が1である場合において当該消滅法人が岩手県知事許可を受けている場合	岩手県知事
	（ア）合併存続法人が岩手県知事許可を受けている場合若しくは建設業の許可を受けていない場合、又は新設合併の場合	国土交通大臣
	（イ）合併存続法人が国土交通大臣許可を受けている場合若しくは他の都道府県の許可を受けている場合	国土交通大臣
分割	①分割被承継法人（分割被承継法人が2以上ある場合は、そのいずれか）が国土交通大臣許可を受けている場合	国土交通大臣
	②分割被承継法人が2以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県が同一でない場合	国土交通大臣
	③分割被承継法人が2以上ある場合において当該分割被承継法人の全てが岩手県知事許可を受けている場合、又は分割被承継法人が1である場合において当該分割被承継法人が岩手県知事許可を受けている場合	岩手県知事
	（ア）分割承継法人が岩手県知事許可を受けている場合、又は建設業の許可を受けていない場合	国土交通大臣
	（イ）分割承継法人が国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けている場合	国土交通大臣

相続	①被相続人が国土交通大臣許可を受けている場合	国土交通大臣
	②被相続人が岩手県知事許可を受けている場合 (ア) 相続人が岩手県知事許可を受けている場合、又は建設業許可を受けていない場合	岩手県知事
	(イ) 相続人が国土交通大臣又は他の都道府県知事許可を受けている場合	国土交通大臣

3 事前相談

(1) 事業承継の認可の事前相談

事業承継の認可については、個々の事情によって、必要となる書類や申請前に行わなければならない手続きが異なります。そのため、審査を円滑に進めるため、事前相談制としています。事業承継の認可申請が必要となることがわかった段階で、できるだけ早く申請窓口申し出て事前相談を行ってください。

事前相談なく認可申請をすると、認可申請日から事業承継日までの期間（標準処理期間＋申請の補正期間＋他機関への照会に要する期間）が十分に確保できず、認可することができない可能性があります。（事業承継日以降を認可日とする認可はできません。）

◎事前相談の期限：遅くとも事業譲渡の2か月前まで

※事前相談を実施した場合でも、申請期限までに認可申請書を提出できない場合は、認可をすることができません。

(2) 相続の認可の事前相談

相続の認可については、被相続人の死亡後ただちに申請窓口申し出て、事前相談を行ってください。

事前相談なく認可申請をすると、申請書類等に不備があった場合に申請を受け付けることができず、申請期限（被相続人の死亡後30日以内）を超過してしまう恐れがあります。

※事前相談を実施した場合でも、申請期限までに認可申請書を提出できない場合は、認可をすることができません。

4 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は法定書類である申請書及び添付書類、法定書類以外の確認資料です。法定書類とは、その提出が法令によって規定されている書類のことで、申請先となる許可行政庁の別に関わらず、必ず提出が必要となる書類です。また、確認資料とは、法定書類の記載事項の裏付確認を行うために、各許可行政庁が提出等を求める書類です。

提出書類については、申請種別で異なりますので、「第3 譲渡及び譲受けの認可申請手続き」、「第4 合併・分割の認可申請手続き」、「第5 相続の認可申請手続き」をそれぞれご参照ください。

5 認可申請に係る手数料

認可申請には手数料はかかりません。ただし、認可申請と同時に既に有している建設業許可の更新申請等を行う場合は通常どおり手数料がかかります。更新申請の手数料については「建設業許可申請の手引き」をご参照ください。

6 申請書等様式の入手方法

申請書等の所定の様式は、岩手県ホームページからダウンロードするか、最寄りの広域振興局土木部・土木センターへお越しください。

7 提出部数

法定書類の提出部数は正本1部及び副本2部（副本はコピーで可）で計3部、確認資料の提出部数は1部です。確認資料は法定書類とは一緒に綴らずに（別にして）提出してください。

なお、法定書類の副本1部は申請者控えとしてお返しします。確認資料についてはお返ししませんので、必要な場合はあらかじめ写しを取っておいてください。

8 申請窓口

岩手県知事に対する認可申請の申請は、承継人・相続人が許可を承継した後に主たる営業所を置くことになる区域を管轄する各広域振興局土木部・土木センターに持参して提出してください。

※来庁の際は、閉庁時間よりも早めにお越しください。

所管	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
盛岡広域振興局土木部	〒020-0023 盛岡市内丸1 1 - 1	019-629-6656	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市9 - 4 8	0195-62-2888	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	〒025-0075 花巻市花城町1 - 4 1	0198-22-4971	花巻市 遠野市
県南広域振興局土木部 北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町2 - 8	0197-65-2738	北上市 西和賀町
県南広域振興局土木部	〒023-0053 奥州市水沢大手町1 - 2	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
県南広域振興局土木部 一関土木センター	〒021-8503 一関市竹山町7 - 5	0191-26-1418	一関市 平泉町
沿岸広域振興局土木部	〒026-0043 釜石市新町6 - 5 0	0193-25-2708	釜石市 大槌町
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6 - 1	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	〒027-0072 宮古市五月町1 - 2 0	0193-64-2221	宮古市 山田町
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋2 4 - 3	0194-22-3116	岩泉町 田野畑村
県北広域振興局土木部	〒028-8042 久慈市八日町1 - 1	0194-53-4990	久慈市 洋野町 普代村 野田村
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6 - 3	0195-23-9209	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

※国土交通大臣に対する認可申請の申請窓口は、承継人・相続人が許可を承継した後に主たる営業所を置くことになる都道府県を管轄する各地方整備局（北海道の場合は北海道開発局、沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局）になります。

※国土交通大臣に対する認可申請については、この手引きによらず、各地方整備局等の申請の

手引きをご参照ください。

9 申請期限

(1) 事業譲渡の認可 事業承継日の30日前

※申請期限までに申請をした場合でも、申請書の不備等により事業承継日までに審査を完了することができないことが明らかな場合は申請を受け付けることができません。

※被承継人又は承継人の受けている建設業許可が、事業承継日前に満了をし、失効する場合は許可を承継することはできません。事業承継日までに現在持っている建設業許可が満了日を迎える場合は、必ず更新申請も併せて行ってください。

(2) 相続の認可 被相続人の死亡後30日以内

※相続人が認可申請をした場合は、被相続人の死亡日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業許可はその相続人に対してしたものとみなされます。(認可を受けるまでの間も相続人は建設業者として引き続き営業することができます。)

10 審査に要する期間

申請から認可が下りるまで、概ね1か月程度かかります。なお、この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間や、許可行政庁が審査のために必要な資料の提出を求めてから、申請者がその求めに応じるまでの期間は含みません。

事業譲渡の場合、事業承継日までに認可申請の審査が終了しない場合は認可することができませんので、期間に余裕をもってご申請ください。

11 審査結果の通知

審査の結果、認可する場合は「認可通知書」を交付します。なお、認可通知書の再交付はしません。紛失等の場合は、「建設業許可証明書」を請求してください。(請求方法は「建設業許可申請の手引き」をご参照ください。)

12 事業承継・相続後の許可番号

承継人・相続人が事業承継・相続後に使用する許可番号については、被承継人・被相続人のものを引き続き使用することとなります。

ただし、承継人・相続人が建設業者である場合は、承継人・相続人の従来使用している許可番号を引き続き使用することもできます。(承継人・相続人の許可行政庁が岩手県知事から国土交通大臣に変更となる場合は除きます。この場合は国土交通大臣許可番号が新たに付与されます。)

13 事業承継・相続後の許可の有効期間

(1) 事業承継後の許可の有効期間

事業承継後の許可の有効期間は、当該事業承継に係る建設業の許可及び承継人が受けている建設業許可に係る有効期間の残存期間にかかわらず、当該事業承継日の翌日から起算して5年となります。

(2) 相続後の許可の有効期間

相続後の許可の有効期間は、当該相続に係る建設業の許可及び相続人が受けている建設業許可に係る有効期間の残存期間にかかわらず、被相続人の死亡日の翌日から起算して5年となります。

14 国土交通大臣に認可申請をしたときの届出

国土交通大臣に認可申請をした当事者（譲渡人、譲受人、合併消滅法人、合併存続法人、分割被承継法人、分割承継法人、被相続人、相続人）の中に岩手県知事から建設業許可を受けている者がいる場合は、**届出書**（事業承継の場合は様式第 22 号の 9、相続の場合は様式第 22 号の 12）を、主たる営業所の所在地を管轄する広域振興局土木部・土木センターへ提出してください。

15 認可申請等の取下げ

認可申請をして受理された後、認可又は拒否の通知があるまでの間に当該申請を取下げるべき事由（事業承継に係る契約の解除、承継人の倒産など）が発生した場合は、**認可申請の取下げ願**いを申請窓口に提出してください。

また、認可の通知後、事業承継日までの間に当該認可を取下げるべき事由が発生した場合には、**認可の取下げ願**いを申請窓口に提出してください。

なお、認可申請等の取下げをした場合における被承継人の受けている建設業許可の有効期間は、従前のものになります。また、事業承継日以降に認可の取下げをすることはできません。

第3 譲渡及び譲受けの認可申請手続き

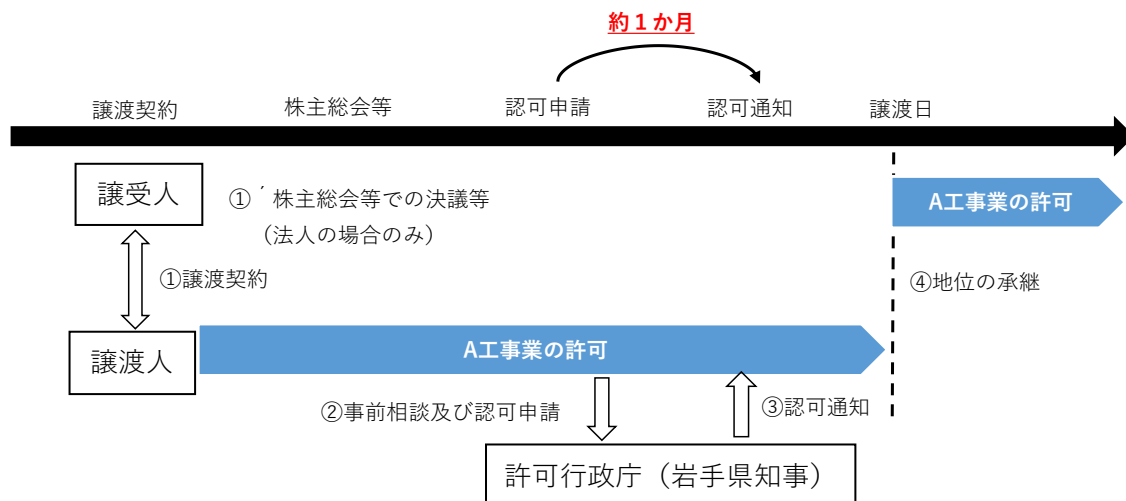
1 譲渡及び譲受けの認可申請とは

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人と譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた場合は、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の建設業者としての地位を承継します。

個人事業主が法人化する場合（いわゆる「法人成り」）や個人事業主である親から子等に事業を引き継ぐ場合（いわゆる「代替わり」）も、当事者間で譲渡契約を締結した上で、譲渡及び譲受けの認可申請をすることにより、建設業者としての地位を承継することができます。（相続の認可により生前に相続をすることはできません）。

2 譲渡及び譲受けの認可の流れ

譲渡及び譲受けの認可に当たっては、譲渡契約の締結（当事者のいずれかが法人の場合は当該法人における株主総会等での決議等）以降に認可を申請し、かつ、譲渡日の前に認可を受ける必要があります。

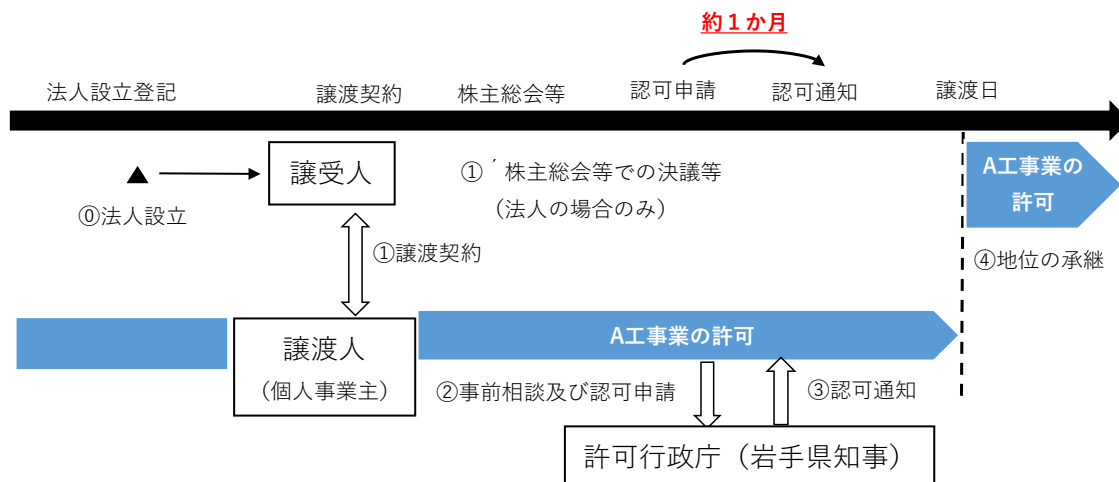


◎法人成りの場合

法人成りの場合には、法人を設立の上、当該法人と個人事業主本人との間で譲渡契約を締結することにより、譲渡及び譲受けの認可申請が可能となります。

〈法人化手続きの注意点〉

- 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主として営業する必要があります。建設業に限らず、譲渡日前に法人が営業活動をした場合は、個人事業における常勤性を欠くことになり、個人事業主の建設業許可が取消となる可能性があります。
- 法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主本人以外の常勤役員等、営業所技術者等も、当該個人事業における常勤性を満たしている必要があります。



3 譲渡契約書について

譲渡及び譲受けの認可を受けるためには、建設業の全部を譲渡する必要があります。そのため、認可申請の際の提出書類である譲渡契約書については、少なくとも次の事項について記入が必要であると考えられます。

①譲渡及び譲受けの効力発生日

審査に要する時間の都合上、譲渡及び譲受けの効力発生日は契約締結日にするのではなく、認可申請にかかる期間を考慮し、契約締結日以降の日付に設定してください。

その上で、当初契約に定めた効力発生日よりも**前に**認可を受けた場合に、その認可日を効力発生日とする場合は、例外規定として契約書に明記してください。(ただし、効力発生日までに認可が受けられないことを想定して、当該効力発生日よりも**後に**認可を受けた場合に、当該認可の日を効力発生日とする規定は認められません。)

【例】 4月1日を効力発生日とする事業譲渡契約を2月1日に結んだ場合。

(認められるケース)

- ・譲渡契約書内に「ただし、4月1日**以前**に認可が下りた場合は当該認可日を事業譲渡日とする。」と記載する。

(認められないケース)

- ・譲渡契約書内に「ただし、4月1日**以降**に認可が下りた場合は当該認可日を事業譲渡日とする。」と記載する。

②譲渡の目的となる財産

譲渡人の建設業の全部が譲渡対象となっているか確認する必要があるため、譲渡の目的となる建設業の営業に係る資産・負債について規定してください。

③従業員の取扱い

譲渡及び譲受けの前後で営業所技術者等を変更することはできないため、少なくとも譲渡人の営業所技術者等が、譲渡日後も引き続き譲受人に雇用されていることが必要です。

④取引対価

譲渡契約書は取引対価についての定めが必要になります。取引対価を無償としても構いませんが、その旨は必ず規定するようにしてください。

なお、これらの事項はあくまでも譲渡・譲受けの認可の審査の観点から必要と考えられる契約事項を示しているものであり、これらの事項を契約書に規定したことで、当該譲渡契約書が法令上・取引慣行上妥当と認められることを保証するものではありません。譲渡契約書の作成については、法律や税務の専門家に相談・依頼することをおすすめします。

4 提出書類

提出書類は以下のとおりです。書類は特に指定のない限り、譲受人に係るものを提出してください。

○…必ず提出 △…譲受人が建設業者の場合は省略可

□…譲受人が建設業者であって変更がない場合は省略可

◇…譲受人が建設業者であって変更がない場合又は譲渡人の常勤役員等が譲渡後も常勤役員等となるときは省略可

様式番号	書式の名称	法人成り 以外		法人成り	備考
		譲受人が 法人	譲受人が 個人		
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	○	
別紙1	役員等の一覧表（注1）	○	-	○	
別紙2	営業所一覧表	○	○	○	
別紙3	営業所技術者等一覧表	○	○	○	
第2号	工事経歴書	△	△	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	△	○	
第4号	使用人数	○	○	○	
第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	□	□	○	
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）の証明書	□	□	○	省令第7条第1項イに該当する場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	○	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	□	○	省令第7条第1号ロに該当する場合
別紙	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	□	○	
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	○	
—	組織図	□	□	○	
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表（注2）	○	○	○	
第12号	譲受人（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日に関する調書（注3）	□	□	○	
第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注3）	□	□	○	
—	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）（注3）	□	□	○	
—	「登記されていないことの証明書」（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（注3）	□	□	○	
—	定款	□		○	
第14号	株主（出資者）調書	□		○	
第15号	貸借対照表	△		○	}（注4）
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	△		○	
第17号	株主資本等変動計算書	△		○	
第17号の2	注記表	△		○	
第17号の3	附属明細表	△		○	
第18号	貸借対照表		△		
第19号	損益計算書		△		
—	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	□	○	

第20号	営業の沿革	○	○	○	
第20号の2	所属建設業団体	□	□	○	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△	△	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	□	□	○	
第22号の6	誓約書（省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を提出する旨の誓約書）	○	○	○	
—	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○	○	○	
—	譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	○	○	○	譲渡人又は譲受人が法人である場合、それぞれの書類が必要

（注1）譲渡人の常勤役員等が譲受人に移籍して引き続き常勤役員となる場合は、一覧表に記載すること。

（注2）譲渡人の令3条に規定する使用人が譲受人に移籍して引き続き令3条に規定する使用人となる場合は、一覧表に記載すること。

（注3）譲渡人の役員又は令3条に規定する使用人であって、譲受人に移籍して引き続き役員又は令3条に規定する使用人となる者についても提出すること。

（注4）申請時点直前1年の各事業年度の財務諸表を提出すること。ただし、譲渡及び譲受け直後の時点における財務諸表の内容が認可要件に関わる場合で、申請時に当該財務諸表を提出できない場合は、譲渡後に当該財務諸表の提出を求めることがある。

・確認資料（「建設業許可申請の手引き」別表5参照）

常勤役員等	現在の常勤性を証明する資料	□	□	○	常勤性については、譲渡後の譲受人における状況を提出
	経営業務の経験を証明する資料	□	□	○	
営業所技術者等	現在の常勤性を証明する資料	○	○	○	
	技術者としての経験を証明する資料	—	—	—	
営業所		○	○	○	

5 審査の特例

認可申請時点において、譲渡及び譲受け直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性の確認資料の提出が困難な場合は、関係する項目に係る審査を一旦保留して認可するので、譲渡及び譲受けの日以降速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、譲渡及び譲受けの日以降、速やかに当該書類を提出し認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

6 譲渡及び譲受け後の手続き

承継の認可を受けて建設業者として地位を承継した譲受人は、譲渡及び譲受けの日から **2週間以内**に「健康保険等の加入状況（様式第7号の3）」及び健康保険等の加入を証する書面を認可申請した申請窓口に**正本1部・副本2部**提出してください。

あわせて、5により認可の基準を満たしていることの確認を保留して認可を受けた場合は、速やかに確認資料等を申請窓口に提出してください。

第4 合併・分割の認可申請手続き

1 合併・分割の認可とは

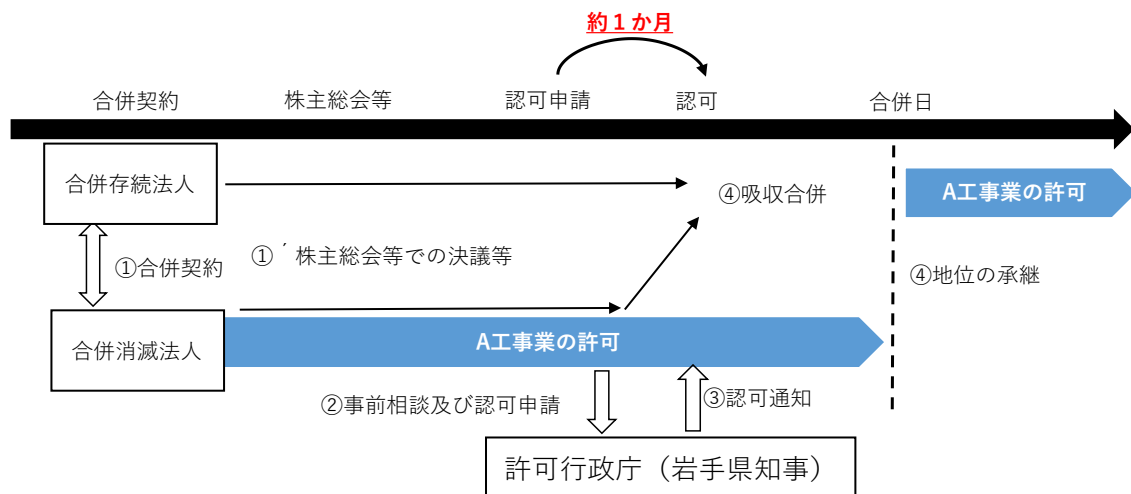
建設業者である法人が合併により消滅する場合において、合併当事者が、あらかじめ当該合併について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた場合は、合併存続法人又は新設合併設立法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

また、建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合において、分割当事者が、あらかじめ当該分割について、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けた場合は、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の法の規定による建設業者としての地位を承継します。

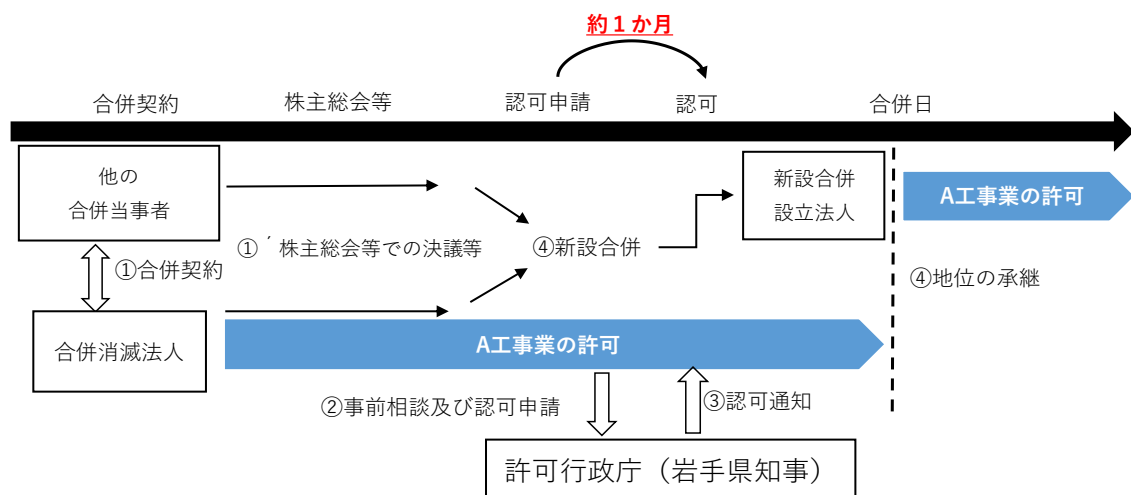
2 合併・分割の認可の流れ

合併又は分割の認可に当たっては、合併・分割に関する株主総会等の決議等以降に認可を申請し、かつ、合併・分割日の前に認可を受ける必要があります。

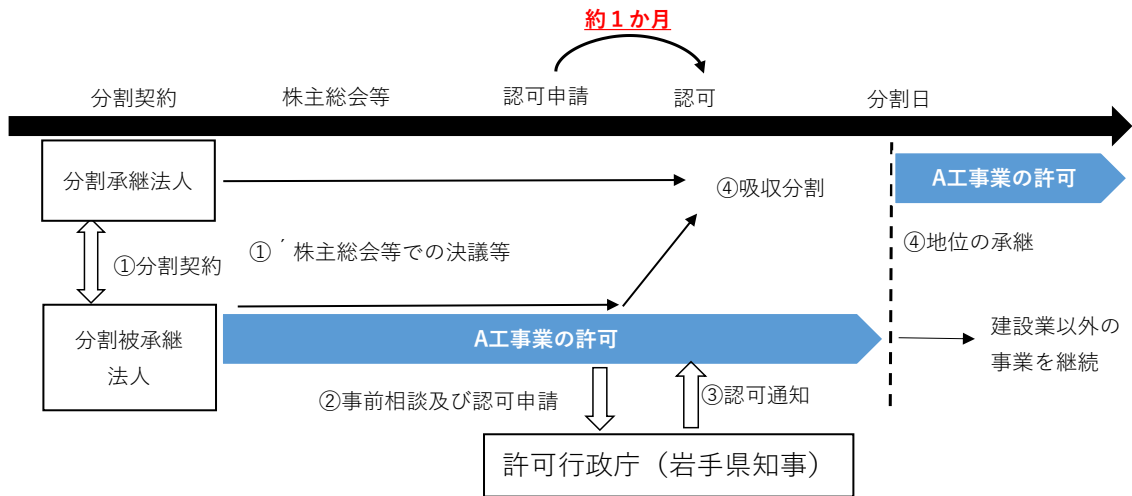
◎吸収合併の場合



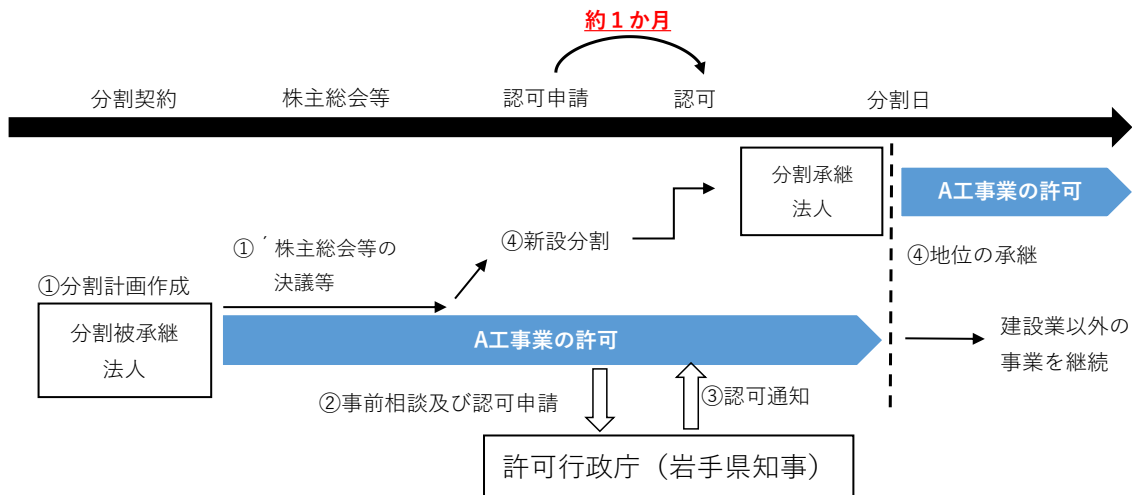
◎新設合併の場合



◎吸収分割の場合



◎新設分割の場合



3 提出書類

提出書類は以下のとおりです。書類は特に指定のない限り、合併存続法人・新設合併設立法人・分割承継法人に係るものを提出してください。

- …必ず提出 △…合併存続法人・分割承継法人が建設業者の場合は省略可
- …合併存続法人・分割承継法人が建設業者であって、変更がない場合は省略可
- ◇…合併存続法人・分割承継法人が建設業者であって変更がない場合又は合併消滅法人・分割被承継法人の常勤役員等が合併・分割後も常勤役員等となるときは省略可

様式番号	書式の名称	合併		分割		備考
		吸収合併	新設合併	吸収分割	新設分割	
第22号の7	合併認可申請書	○	○			
第22号の8	分割認可申請書			○	○	
別紙1	役員の一覧表(注1)	○	○	○	○	
別紙2	営業所一覧表	○	○	○	○	
別紙3	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	
—	合併の方法及び条件が記載された書類(注2)	○	○			
—	分割の方法及び条件が記載された書類(注3)			○	○	

第2号	工事経歴書	△		△		
第3号	直前3年間の各事業年度における工事施工金額	△		△		
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	□	○	□	○	
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	□	○	□	○	省令第7条第1号イに該当する場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	○	□	○	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	○	□	○	省令第7条第1号ロに該当する場合
別紙	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	○	□	○	
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	□	○	□	○	
—	組織図	□	○	□	○	
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表（注4）	○	○	○	○	
第12号	合併存続法人等・分割承継法人（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（注5）	□	○	□	○	
第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）	□	○	□	○	
—	「身分証明書」（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）（注5）	□	○	□	○	
—	「登記されていないことの証明書」（成年被後见人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）（注5）	□	○	□	○	
—	定款	□	○	□	○	
第14号	株主（出資者）調書	□	○	□	○	
第15号	貸借対照表	△		△		}（注6）
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	△		△		
第17号	株主資本等変動計算書	△		△		
第17号の2	注記表	△		△		
第17号の3	附属明細表	△		△		
—	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□		□		
第20号	営業の沿革	○		○		
第20号の2	所属建設業団体	□		□		
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△		△		
第20号の3	主要取引金融機関名	□	○	□	○	
第22号の6	誓約書（省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を提出する旨の誓約書）	○	○	○	○	
—	合併契約書の写し及び合併比率説明書	○	○			
—	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	○	○			合併消滅法人・合併存続法人等双方について提出
—	分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書			○	○	
—	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無制限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類			○	○	分割被承継法人・分割承継法人等双方について提出

（注1）合併消滅法人・分割被承継法人の常勤役員等が合併存続法人等・分割承継法人において引き続き常勤役員等となる場合は、一覧表に記載すること。

（注2）新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書であるときはその旨）を記載すること。

（注3）新設分割又は吸収分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書である場合はその旨）を記載すること。

（注4）合併消滅法人・分割被承継法人の令3条に規定する使用人が合併存続法人等・分割承継法人において引き続き令3条に規定する使用人となる場合は、一覧表に記載すること。

（注5）合併消滅法人・分割被承継法人の役員等又は令3条に規定する使用人であって、合併存続法人等・分割承継法人において引き続き役員等又は令3条に規定する使用人となる者についても提出すること。

(注6) 申請時点直前1年の各事業年度の財務諸表を提出すること。ただし、合併・分割直後の時点における財務諸表の内容が認可要件に関わる場合で、申請時に当該財務諸表を提出できない場合は、合併・分割後に当該財務諸表の提出を求めることがある。(新設合併・新設分割の場合を含む。)

・確認資料(「建設業許可申請の手引き」別表5参照)

常勤役員等	現在の常勤性を証明する資料	□	○	□	○	常勤性については、合併・分割後に合併存続法人等・分割承継法人における状況を確認
	経營業務の経験を証明する資料	◇	◇	◇	◇	
営業所技術者等	現在の常勤性を証明する資料	○	○	○	○	
	技術者としての経験を証明する資料	—	—	—	—	
営業所		○	○	○	○	

4 審査の特例

認可申請時点において、合併・分割直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合は、当該項目について審査を一旦保留して認可するので、合併・分割日以降速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、合併・分割の日以降、速やかに財務諸表又は確認資料を添えて認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がなされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

5 合併・分割後の手続き

承継の認可を受けて建設業者としての地位を承継した合併存続法人等・分割承継法人は、以下の表に従い、所定の書類を認可申請した申請窓口にて**正本1部・副本2部**提出してください。

あわせて、4により認可の基準を満たしていることの確認を保留して認可を受けた場合は、速やかに確認資料等を申請窓口にて提出してください。

区分	提出書類	提出期限
・合併存続法人 ・分割承継法人 (新設分割により設立された法人以外)	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3)及び健康保険等の加入を証する書面	合併・分割日から 2週間以内
・新設合併設立法人 ・分割承継法人 (新設分割により設立された法人)	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3)及び健康保険等の加入を証する書面	合併・分割日から 2週間以内
	・登記事項証明書 ・営業の沿革(様式第20号) ・所属建設業団体(様式第20号の2)	合併・分割日から 30日以内

第5 相続の認可申請の手続き

1 相続の認可申請とは

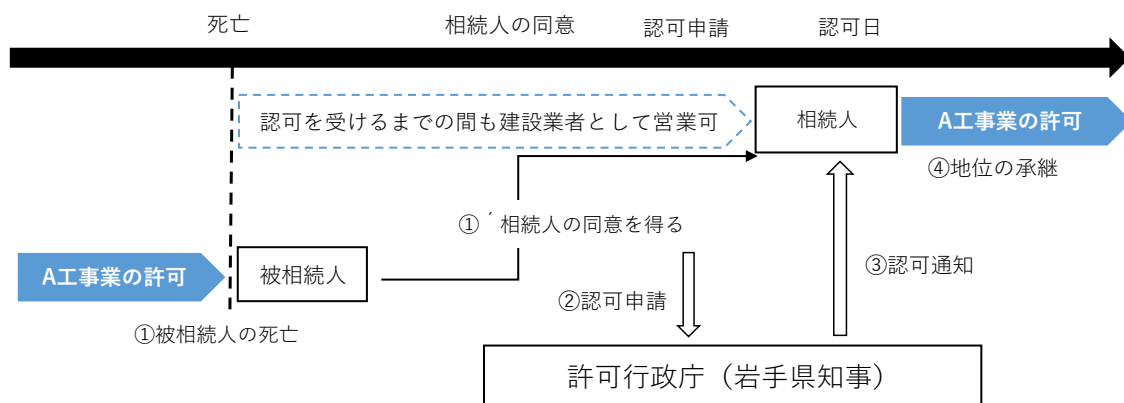
建設業者が死亡した場合において、当該建設業者である被相続人の相続人（相続人が二人以上いる場合においては、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合は、その相続人は**被相続人の死亡後 30 日以内**に許可行政庁に申請し、その認可を受けなければなりません。認可を受けた相続人は、被相続人の建設業者としての地位を承継します。

なお、生前に相続の認可申請をすることはできません。生前に子等に建設業を承継させようとする場合は、親と子等の間で譲渡契約を締結した上で、譲渡及び譲受けの認可申請をしてください。

2 相続の認可の流れ

相続の認可にあたっては、被相続人の**死亡後 30 日以内**に認可申請をする必要があります。

なお、相続人が認可申請をした場合は、被相続人の死亡日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなされます。（認可を受けるまでの間も相続人は建設業者として引き続き営業をすることができます。）



3 当該申請者以外の相続人の同意書について

相続人が2人以上である場合は、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定した上で、当該相続人を申請者として認可申請をする必要があります。当該申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書の作成については、次の事項に留意してください。

①同意書の記載事項

同意書には、申請者以外の全ての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対して同意する旨を明記し、申請者以外の全ての相続人が住所及び氏名を記載してください。この際、同意書の真正な成立に疑義が生じないように、可能な限り自署するか、記名のうえ押印をしてください。

②相続人の意思能力

同意書の作成にあたって、意思能力を有しない者のした同意は無効です。したがって、相続人の中に意思能力を有しない者がいる場合は同意書が作成できず、認可申請はできません。ただし、

あらかじめ成年後見人等を選任している場合は、当該成年後見人が本人に代わって同意することは可能です。)

③遺産分割協議との関係

相続の認可申請までに遺産分割協議が成立している必要はありません。ただし、被相続人の営んでいた建設業の営業権を引き継ぐ相続人を定めるという性質上、同意書は遺産分割協議にも影響を及ぼす恐れがあります。そのため、同意書の作成にあたっては、法律の専門家（司法書士等）にあらかじめ相談することをお勧めします。

4 提出書類

提出書類は以下のとおりです。書類は、申請者（被相続人の営んでいた建設業の全部を承継する相続人）に係るものを提出してください。

○…必ず提出 △…相続人が建設業者の場合は省略可

□…相続人が建設業者であって、変更がない場合は省略可

◇…被相続人の常勤役員等・営業所技術者等が相続後も常勤役員等・営業所技術者等となる場合は省略可

◆…被相続人の営業所技術者等であった場合は**提出**

様式番号	書式の名称	要否	備考
第22号の10	相続認可申請書	○	
別紙1	営業所一覧表	○	
別紙2	営業所技術者等一覧表	○	
—	申請者と被相続人との続柄を証する書類（戸籍謄本等）	○	
第2号	工事経歴書	△	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	
第4号	使用人数	○	
第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	□	
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	□	省令第7条第1号イに該当する場合
別紙	常勤役員等の略歴書	□	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	□	省令第7条第1号ロに該当する場合
別紙	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	□	
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	□	
—	組織図	□	
第7号の3	健康保険の加入状況	○	いずれか一方を提出
—	健康保険の加入状況を証する書面		
第22号の11	誓約書（省令第7条第2号イ～ハに規定する届書を提出する旨の誓約書）	○	
第8号	営業所技術者等証明書	◆	
—	技術検定合格証明書等の資格証明書	◆	
第9号	実務経験証明書	◆	
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	
第12号	申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日に関する調書	□	
第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書	□	
—	身分証明書（破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書）	□	
—	登記されていないことの証明書（成年後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）	□	

第18号	貸借対照表	△	
第19号	損益計算書	△	
—	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	□	商業登記がなされている場合のみ
第20号	営業の沿革	○	
第20号の2	所属建設業団体	□	
—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	△	
第20号の3	主要取引金融機関名	□	
—	被相続人の営んでいた建設業の全部を申請者が継続して営業することに対する申請者以外の相続人の同意書	○	申請者以外に相続人がいる場合のみ

・確認資料（「建設業許可申請の手引き」別表5参照）

常勤役員等	現在の常勤性を証明する資料	○	常勤性については、相続後の相続人における状況を確認
	経營業務の経験を証明する資料	◇	
営業所技術者等	現在の常勤性を証明する資料	○	
	技術者としての経験を証明する資料	◇	
営業所		○	

5 審査の特例

認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合は、関係する項目に係る審査を一旦保留して認可するので、認可後速やかに提出し、認可の基準を満たしているかどうかの確認を受けてください。

この場合、当該認可には、認可を受けた日以降、速やかに財務諸表又は確認資料を添えて認可の基準を満たしていることを報告すべき旨、認可の基準を満たしていないことが明らかになった場合には認可を取り消す旨、及び速やかに報告がなされない場合には認可を取り消すことができる旨の条件が付されます。

6 相続の認可後の手続き

承継の認可を受けて建設業者としての地位を承継した相続人（認可申請において誓約書（様式第22号の11）を提出した者に限る。）は認可を受けた日から**2週間以内**に「健康保険の加入状況（様式第7号の3）」及び健康保険等の加入を証する書面を認可申請した申請窓口に正本1部・副本2部提出してください。

あわせて、5により認可の基準を満たしていることの確認を保留して認可を受けた場合は、速やかに確認資料等を申請窓口に提出してください。

第6 コード表

1 岩手県の市町村コード

市町村	コード
盛岡市	03201
八幡平市	03214
滝沢市	03216
岩手郡雫石町	03301
岩手郡葛巻町	03302
岩手郡岩手町	03303
紫波郡紫波町	03321
紫波郡矢巾町	03322
花巻市	03205
遠野市	03208
北上市	03206
和賀郡西和賀町	03366
奥州市	03215
胆沢郡金ヶ崎町	03381
一関市	03209
西磐井郡平泉町	03402

市町村	コード
大船渡市	03203
陸前高田市	03210
気仙郡住田町	03441
釜石市	03211
上閉伊郡大槌町	03461
宮古市	03202
下閉伊郡山田町	03482
下閉伊郡岩泉町	03483
下閉伊郡田野畑村	03484
久慈市	03207
九戸郡野田村	03503
九戸郡洋野町	03507
下閉伊郡普代村	03485
二戸市	03213
九戸郡軽米町	03501
九戸郡九戸町	03506
二戸郡一戸町	03524

申請書等記入例

※ここに掲載しているのは、以下の様式の記入例です。

- ・ 様式第 22 号の 5 ～様式第 22 号の 12
- ・ 認可申請の取り下げ願書
- ・ 認可の取り下げ願書

それ以外の様式（通常の許可申請と共通の様式）については、「建設業許可申請の手引き」をご参照ください。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
 - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株)建設 (有))
- | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
 - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
 - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
 - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
 - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 1 9「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

営業所一覧表

「行政庁側記入欄」は申請者は記入しない。

行政庁側記入欄		項番	3
区	分	8 1 1	
		大臣	コード
		知事	
		項番	3
建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限を有する営業所。名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない。		(一般)	第 5 10 号
		許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名	フリガナ	ホンテン
称		本店
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名	フリガナ	イチノセキエイギョウシヨ
称		一 関 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村	都道府県名	岩手県	市区町村名	一関市
従たる営業所の所在地		竹 山 町		
郵便番号		0 2 1 - 8 5 0 3	電話番号	0 1 9 1 - 2 6 - 1 4 1 8
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名	フリガナ	
称		

従たる営業所の所在地市区町村	都道府県名		市区町村名	
従たる営業所の所在地				
郵便番号			電話番号	
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		(1. 一般) (2. 特定)

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	イシノセキ ムツオ 一関 六男	建-7 木-7 内-7 具-7	20
一関営業所	オオフナト カイ 大船渡 海	建-7	02

別紙2に記載した順に記入する。

資格証明書、卒業証明書等の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字で記入。(ただし、経營業務の管理責任者を兼務している場合で登記されている場合は、登記簿謄本の字で記入する)

記載要領を参照し、記入すること。

「建設業許可申請の手引き」別表3を参照し、該当するコードを入力すること。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 盛岡市本宮〇〇

株式会社 盛岡建設

代表取締役社長 譲受 花子

地方整備局長
北海道開発局長
岩手県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A建設)
(B建設 (有))

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 園が 関 2－1－13 のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 03－5253－8111 のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①月①日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例 □株□A建設□
□B建設□有□□）

種 類	略 号
株 式 会 社	（株）
特例有限会社	（有）
合 名 会 社	（名）
合 資 会 社	（資）
合 同 会 社	（合）
協 同 組 合	（同）
協 業 組 合	（業）
企 業 組 合	（企）

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

営業所一覧表

「行政庁側記入欄」は申請者は記入しない。

行政庁側記入欄		項番	3
区	分	8 1 1	
		大臣	コード
		知事	
		項番	3
建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限を有する営業所。名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない。		(一般)	第 5 10 号
		許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

(主たる営業所) 2枚以上になる場合、「主たる営業所」欄は2枚目以降は記入不要。

主たる営業所の名称	フリガナ	ホンテン
		本店
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		(1. 一般) (2. 特定)

主たる営業所以外で建設業を営む営業所を全て記入する。

合併・分割後に営業しようとする建設業のうち、当該営業所で営業しようとする建設業で一般の場合は「1」、特定の場合は「2」と記入する。

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ	イチノセキエイギョウシヨ
		一 関 営 業 所

従たる営業所がない場合は、余白に「該当なし」と記載すること。

従たる営業所の所在地市区町村	都道府県名	岩手県	市区町村名	一関市
従たる営業所の所在地		竹 山 町		9 9 - 9 9
郵便番号		0 2 1 - 8 5 0 3	電話番号	0 1 9 1 - 2 6 - 1 4 1 8
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ	
-----------	------	--

従たる営業所の所在地市区町村	都道府県名		市区町村名	
従たる営業所の所在地				
郵便番号			電話番号	
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		(1. 一般) (2. 特定)

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	イシノセキ ムツオ 一関 六男	建-7 木-7 内-7 具-7	20
一関営業所	オオフナト カイ 大船渡 海	建-7	02

別紙2に記載した順に記入する。

資格証明書、卒業証明書等の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字で記入。(ただし、経營業務の管理責任者を兼務している場合で登記されている場合は、登記簿謄本の字で記入する)

記載要領を参照し、記入すること。

「建設業許可申請の手引き」別表3を参照し、該当するコードを入力すること。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

国土交通大臣に認可申請をし、当事者に岩手県知事許可を受けている者がいる場合に提出が必要です。

届 出 書

令和〇年〇月〇日

岩手県知事 殿

岩手県盛岡市内丸〇ー〇

株式会社岩手建設

届出者 代表取締役 譲渡 太郎

不要な項目は二重線で消す

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け / 合 併 / 分 割 } の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

Table with 2 columns: 名称 (株式会社岩手建設), 許可番号 (岩手県知事許可(般一7)第999999号), 許可を受けている建設業 (土、と、舗)

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

Table with 2 columns: 名称 (届出者と同じ), 許可番号, 許可を受けている建設業. Includes callout: 譲渡人等の許可内容について記載。届出者と同じの場合はその旨を記載する。

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

Table with 2 columns: 名称 (東北建設株式会社), 許可番号 (国土交通大臣許可(特一7)第999999号), 許可を受けている建設業 (建、大、屋). Includes callout: 譲受人等の許可内容について記載。届出者と同じの場合はその旨を記載する。

(3) その他

Table with 3 columns: 認可の申請 (申請先の地方整備局等: 東北地方整備局, 申請を行った日: 令和〇年〇月〇日), 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日 (令和〇年〇月〇日)

記載要領

- 1 「

「	譲渡及び譲受け	」
合	併	
分	割	」

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12又は22「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13又は23「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

営業所一覧表

「行政庁側記入欄」は申請者は記入しない。

行政庁側記入欄		項番	3
区	分	8 1 1	
		大臣	コード
		知事	
		項番	3
		国土交通大臣	一般
		第	5 10 号
		許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限を有する営業所。
名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない。

2枚以上になる場合、「主たる営業所」欄は2枚目以降は記入不要。

(主たる営業所)

主たる営業所の名称	フリガナ	ホンテン
		本店
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		(1. 一般)

主たる営業所以外で建設業を営む営業所を全て記入する。

相続後に営業しようとする建設業のうち、当該営業所で営業しようとする建設業で一般の場合は「1」、特定の場合は「2」と記入する。

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ	イチノセキエイギョウシヨ
		一 関 営 業 所
従たる営業所の所在地市区町村		都道府県名 岩手県 市区町村名 一関市
従たる営業所の所在地		竹 山 町 〇 - 〇
郵便番号		0 2 1 - 8 5 0 3 電話番号 0 1 9 1 - 2 9 - 9 9 9 9
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		(1. 一般)

従たる営業所がない場合は、余白に「該当なし」と記載すること。

(従たる営業所)

従たる営業所の名称	フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村		都道府県名 市区町村名
従たる営業所の所在地		
郵便番号		電話番号
営業しようとする建設業		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		(1. 一般)

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震 岡 関 2 ー 1 ー 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	北上 三郎	建-7 大-7 屋-7	20
一関営業所	久慈 五郎	建-7 大-7	2
<div data-bbox="172 577 387 633" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1に記載した順に記入する。</div>	<div data-bbox="437 600 815 741" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資格証明書、卒業証明書等の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字で記入。(ただし、経營業務の管理責任者を兼務している場合で登記されている場合は、登記簿謄本の字で記入する)</div>	<div data-bbox="868 584 1190 629" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">記載要領を参照し、記入すること。</div>	<div data-bbox="1002 663 1401 730" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「建設業許可申請の手引き」別表3を参照し、該当するコードを入力すること。</div>

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 盛岡市大通○-○
株式会社 相続建設
代表 相続 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 ○年 ○月 ○日

岩手県知事 殿

盛岡市内丸〇ー〇
株式会社 不來方建設

届出者 代表 不來方 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人 ~~被相続人~~

に関する事項について、届出をします。

不要な項目は二重線で消す

1. 届出をする ~~被相続人~~ 相続人 に関する事項

名称	株式会社 不來方建設
許可番号	岩手県知事許可（般－6）999999号
許可を受けている 建設業	大、電

2. 届出者に関する事項

名称	相続人と同じ
許可番号	
許可を受けている 建設業	

届出者の許可内容について記載。
（届出者が相続人であり、相続人の事項について届出する場合はその旨を記載する。）

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	東北地方整備局
	申請を行つた日	令和○年○月○日
被相続人の死亡日		令和○年○月○日

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

令和 ○年 ○月 ○日

岩手県知事 殿

住 所 盛岡市内丸〇一〇

商号又は名称 岩手建設株式会社

代表者氏名 盛岡 太郎

不要な項目は二重線で消す

譲渡及び譲受
~~合併~~ の認可申請の取下げ願
~~分割~~

令和 ○年 ○月 ○日付けで ~~合併~~ の認可申請をしましたが、下記
~~分割~~
の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取り下げ理由について、簡潔に記載する。

取下げ理由

譲渡契約が解除になったため。

令和 ○年 ○月 ○日

岩手県知事 殿

住 所 盛岡市内丸〇一〇

商号又は名称 岩手建設株式会社

代表者氏名 盛岡 太郎

不要な項目は二重線で消す

譲渡及び譲受
~~合併~~ の認可の取下げ願
~~分割~~

令和 ○年 ○月 ○日付けで ~~合併~~ の認可をしましたが、下記
~~分割~~
の理由により認可の取下げを願います。

記

取り下げ理由について、簡潔に記載する。

取下げ理由

認可後に譲渡契約が破棄になったため。

令和 ○年 ○月 ○日

岩手県知事 殿

住 所 盛岡市内丸〇一〇

商号又は名称 岩手建設株式会社

代表者氏名 盛岡 太郎

相続の認可申請の取下げ願

令和 ○年 ○月 ○日付けで相続の認可申請をしましたが、下記の理由により認可申請の取下げを致します。

記

取り下げ理由について、簡潔に記載する。

取下げ理由

申請をした相続人ではない者が建設業を相続することとなったため。